資料-5

第４期沖縄県手話推進計画
（令和９年度～令和 11 年度）
素案（第１稿）

令和８年 11 月５日現在

沖縄県

目　次

第１章　総論 1
１　計画策定の趣旨・背景 1
２　計画の位置付け 1
３　計画の期間 2

第２章　本県の手話を取り巻く現状 3
１　聴覚障害者の数 3
２　本県における聴覚障害のある在籍幼児・児童・生徒数 3
３　手話通訳者の数 4
４　手話を使い生活を営むろう者の数等 5
５　手話に関するアンケート調査 7
６　第３期沖縄県手話推進計画の取組状況 15
７　本県の手話施策における課題 19

第３章　計画の基本的な考え方 21
１　基本理念 21
２　施策推進の基本方針 21
３　施策体系 22

第４章　施策展開 23
基本方針１　手話や聴覚障害者等に対する理解促進 23
基本方針２　手話を使用しやすい環境づくり 28

第５章　数値目標 31

第６章　各施策の取組工程 32

第７章　資料編 34
１　手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法） 34
２　沖縄県手話言語条例 38
３　沖縄県手話施策推進協議会規則 41
４　沖縄県手話施策推進協議会委員名簿 42
５　手話推進計画策定の経過 43
６　用語解説 44

第1章　総論

1　計画策定の趣旨・背景

沖縄県では、平成 25 年 10 月、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成 25 年沖縄県条例第 64 号）を制定、平成 26 年４月１日に施行し、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を推進してきました。

さらに、平成 28 年３月、沖縄県手話言語条例（平成 28 年沖縄県条例第 19 号。以下「条例」という。）を制定し、同年４月１日に施行しました。

この条例では、「ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする」という基本理念のもと、県は、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「手話推進計画」という。）を策定し、これを実施しなければならないと規定しています。

本県における手話の普及に関する施策を推進するため、平成 30 年３月に手話推進計画（計画期間：平成 30 年度～令和２年度）、令和３年３月に第２期手話推進計画（計画期間：令和３年度～令和５年度）、令和６年３月に第３期手話推進計画（計画期間：令和６年度～令和８年度）を策定しました。当該計画に基づき、手話の普及に関する取組を通して、手話や聴覚障害者等に対する理解促進を図り、手話通訳者の養成や資質向上等、手話を使用しやすい環境づくりに取り組んでまいりました。

令和７年６月には、「手話に関する施策の推進に関する法律」（令和７年法律第 78 号。通称「手話施策推進法」）が制定され、手話に関する国民の理解促進や手話文化の保存、継承及び発展、手話を使用しやすい環境の整備について、国をあげた施策が進められているところです。

引き続き、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指し、第４期手話推進計画を策定します。

2　計画の位置付け

本計画は、条例第７条の規定に基づき、「手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ために必要な基本的方針等について定めるものです。

この計画は、県にとっては、手話の普及に関する基本的な方針を示すものであり、市町村に対しては、手話の普及に関する施策の指針となり、県民、ろう者及び手話の関係団体、学校等に対しては、その自主的な活動、行動を誘引する役割を期待するものです。

本計画の推進にあたっては、「沖縄県ＳＤＧｓ推進方針」を踏まえ、誰一人取り残さない（leave no one behind）という理念のもと、ＳＤＧｓを推進します。

3　計画の期間

令和９年度から令和 11 年度までの３年間とします。

なお、条例第８条の規定により、計画期間中であっても、手話を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、計画の内容を見直します。

第2章　本県の手話を取り巻く現状

1　聴覚障害者の数

身体障害者手帳の交付を受けた方は、令和６年３月 31 日現在で 53,472 人、そのうち聴覚・平衡機能障害により手帳の交付を受けた方は、6,748 人です。

沖縄県の人口は、令和６年３月１日現在で約 146 万７千人であり、およそ 1,000 人のうち約 4.6 人が聴覚・平衡機能による身体障害者手帳の交付を受けていることになります。

＜過去３年間の推移＞

年度	R5年度			R6年度			R7年度		
	交付数			交付数			交付数		
	（人口）	増減数	増減率	（人口）	増減数	増減率	（人口）	増減数	増減率
身体障害者手帳交付数（３月 31 日現在）	53,514	-	-	53,472	-42	-0.1%	R7 年度の値は、R9 年 1 月公表後に更新予定		
聴覚・平衡機能障害	6,709	-	-	6,748	39	0.6%			
沖縄県人口（３月１日現在）	(1,469,169)			(1,467,273)	-1,896	-0.1%	(1,467,541)	268	0.0%

（出典：福祉行政報告例（厚生労働省）、沖縄県推計人口（沖縄県企画部統計課））

2　本県における聴覚障害のある在籍幼児・児童・生徒数

(1)　沖縄ろう学校

沖縄ろう学校は、県内で唯一、聴覚障害のある児童等を主に対象とした特別支援学校であり、聴覚障害教育の拠点として、豊かな表現力、コミュニケーション能力の育成に取り組んでいます。

＜過去３年間の推移＞

区分	R5年度	R6年度	R7年度
在籍幼児・児童・生徒数	34人	40 人	38 人

（出典：学校要覧（沖縄県立沖縄ろう学校）、学校一覧）

(2)　難聴特別支援学級

小中学校においては、聴覚障害のある児童等を対象とした難聴特別支援学級において障害の状態に応じて、豊かな表現力、コミュニケーション能力の育成に取り組んでいます。

＜過去３年間の推移＞

区分	R5年度	R6年度	R7年度
小学校難聴特別支援学級	26 人	26 人	26 人
中学校難聴特別支援学級	9 人	9 人	10 人

（出典：学校基本調査（文部科学省））

3　手話通訳者の数

県は、聴覚障害者等の意思疎通を支援するため、専門性の高い意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者等）を養成しています。

県の手話通訳者養成研修を修了し、手話通訳者全国統一試験に合格された方は、県または市町村に手話通訳者として登録され、地域で手話通訳の活動を行うことができます。

＜過去３年間の推移＞

区分	R5年度	R6年度	R7年度
沖縄県手話通訳者登録者数	105 人	110 人	118 人

（出典：沖縄県障害福祉課業務資料）

4 手話を使い生活を営むろう者の数等

本計画の策定に当たり、県内全市町村を通じて「手話を使い生活を営むろう者の実人数把握調査」を実施したところ、手話を使い生活を営むろう者は 514 名となっています。

(1) 手話を使い生活を営むろう者の年齢、性別、聴覚障害等級、居住地域等の内訳

表１ 手話を使い生活を営むろう者の数等（年齢階級と性別のクロス）

	総数	男性	女性
総数	**514** (100.0%)	**251** (100.0%)	**263** (100.0%)
10歳未満	1 (0.2%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)
10歳以上20歳未満	3 (0.6%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)
20歳以上30歳未満	17 (3.3%)	4 (1.6%)	13 (4.9%)
30歳以上40歳未満	22 (4.3%)	10 (4.0%)	12 (4.6%)
40歳以上50歳未満	41 (8.0%)	18 (7.2%)	23 (8.7%)
50歳以上60歳未満	64 (12.5%)	23 (9.2%)	41 (15.6%)
60歳以上70歳未満	252 (49.0%)	132 (52.6%)	120 (45.6%)
70歳以上80歳未満	91 (17.7%)	50 (19.9%)	41 (15.6%)
80歳以上	23 (4.5%)	12 (4.8%)	11 (4.2%)

（出典：手話を使い生活を営むろう者の実人数把握調査資料）

表２ 手話を使い生活を営むろう者の数等（年齢階級と聴覚障害等級のクロス）

	総数	聴覚2級	聴覚3級	聴覚4級	聴覚6級	不詳
総数	**514** (100.0%)	**466** (90.7%)	**8** (1.6%)	**0** (0.0%)	**1** (0.2%)	**39** (7.6%)
10歳未満	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10歳以上20歳未満	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
20歳以上30歳未満	17 (100.0%)	16 (94.1%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30歳以上40歳未満	22 (100.0%)	20 (90.9%)	2 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40歳以上50歳未満	41 (100.0%)	40 (97.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)
50歳以上60歳未満	64 (100.0%)	59 (92.2%)	2 (3.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (4.7%)
60歳以上70歳未満	252 (100.0%)	227 (90.1%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (9.1%)
70歳以上80歳未満	91 (100.0%)	81 (89.0%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)	1 (1.1%)	8 (8.8%)
80歳以上	23 (100.0%)	19 (82.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (17.4%)

（出典：手話を使い生活を営むろう者の実人数把握調査資料）

表３ 手話を使い生活を営むろう者の数等
（圏域ごとの性別、年齢階層（３分類）のクロス）

（参考） ※令和6年度末現在

	総数	男性	女性	年少人口（15歳未満）	生産年齢人口(15歳以上65歳未満)	老年人口（65歳以上）	身体障害者手帳交付者数（聴覚・平衡機能障害） 合計	18歳未満	18歳以上	手帳交付者数に対するろう者の数の割合
総数	**514** (100.0%)	**251** (100.0%)	**263** (100.0%)	**2** (100.0%)	**329** (100.0%)	**183** (100.0%)	**8,201** (100.0%)	**124** (100.0%)	**8,077** (100.0%)	6.27%
北部圏域	24 (4.7%)	14 (5.6%)	10 (3.8%)	0 (0.0%)	10 (3.0%)	14 (7.7%)	584 (7.1%)	5 (4.0%)	579 (7.2%)	4.11%
中部圏域	210 (40.9%)	100 (39.8%)	110 (41.8%)	2 (100.0%)	122 (37.1%)	86 (47.0%)	2,945 (35.9%)	55 (44.4%)	2,890 (35.8%)	7.13%
南部圏域	220 (42.8%)	101 (40.2%)	119 (45.2%)	0 (0.0%)	150 (45.6%)	70 (38.3%)	3,731 (45.5%)	51 (41.1%)	3,680 (45.6%)	5.90%
宮古圏域	34 (6.6%)	19 (7.6%)	15 (5.7%)	0 (0.0%)	27 (8.2%)	7 (3.8%)	558 (6.8%)	9 (7.3%)	549 (6.8%)	6.09%
八重山圏域	26 (5.1%)	17 (6.8%)	9 (3.4%)	0 (0.0%)	20 (6.1%)	6 (3.3%)	383 (4.7%)	4 (3.2%)	379 (4.7%)	6.79%

（出典：手話を使い生活を営むろう者の実人数把握調査資料）

（出典：令和７年度事業概要（身体障害者相談所））

5　手話に関するアンケート調査

手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話を使い生活を営むろう者、ろう学校並びに特別支援学校等に在籍する児童・生徒・教職員を対象に手話に関するアンケート調査を実施しました。

(1)　調査概要

■調査の対象

①手話を使い生活を営むろう者
令和６年４月１日～令和８年７月３１日までのあいだに手話通訳者派遣事業を利用された聴覚障害のある方

②ろう学校並びに特別支援学校等に在籍する児童・生徒
令和８年４月１日付けで沖縄ろう学校並びに特別支援学校及び難聴学級、言語学級、通級指導教室の設置校に在籍する児童・生徒

③ろう学校並びに特別支援学校等の教職員
令和８年４月１日付けで沖縄ろう学校並びに特別支援学校及び難聴学級、言語学級、通級指導教室の設置校に勤務する教職員

④その他
上記の①～③に該当しない方で、手話を使い生活を営む方（沖縄聴覚障害者情報センター、社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会の利用者等）

■調査期間

令和８年９月 25 日～令和８年 10 月 21 日
※調査期間後も一定期間回収を継続し、集計に反映した

■調査方法

・調査票の設計にあたっては、沖縄聴覚障害者情報センター、一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会の協力を得て作成
・調査票の発送は、各市町村を通じて調査対象者世帯へアンケート調査票を郵送配布・回収
・ろう学校並びに特別支援学校等に在籍する児童・生徒・教職員へは、学校へ調査票を郵送配布・回収
・回収方法は、郵送回収と Web 回収を併用
・調査票は原則として本人が記入（調査の趣旨等を本人が希望するコミュニケーション方法で説明できるよう、調査相談窓口を沖縄聴覚障害者情報センターに設置するとともに、各市町村設置手話通訳者へ通訳等の協力を依頼）

■回収結果

対象者		配布数	回収数	回収率
ろう者	①手話を使い生活を営むろう者	514 票	142 票	27.6%
	④その他（沖縄聴覚障害者情報センター、社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会の利用者等）	29 票	20 票	69.0%
	小計	543 票	162 票	29.8%
児童・生徒、教職員	②ろう学校並びに特別支援学校等に在籍する児童・生徒	251 票	22 票	8.8%
	③ろう学校並びに特別支援学校等に勤務する教職員	211 票	39 票	17.6%
	小計	462 票	61 票	13.2%
属性不明		－	1 票	－
合計		1,005 票	224 票	22.3%

※回答者の属性が不明のものが１票

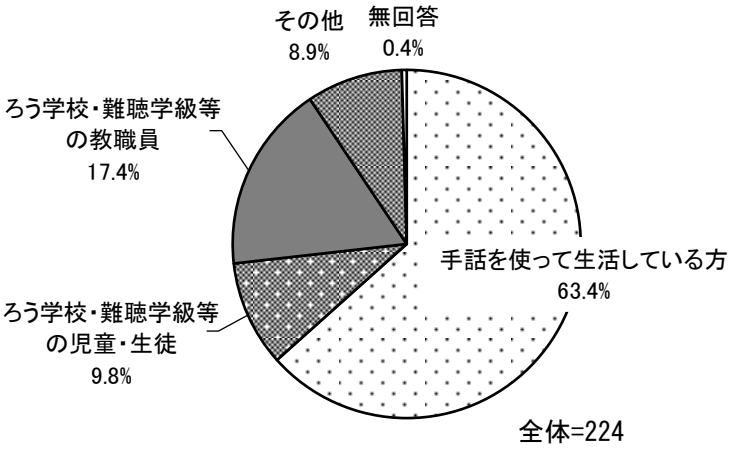
対象者	回収数	回収率
郵送回収	137 票	13.6%
Web 回収	87 票	8.7%
合計	224 票	22.3%

※令和８年 10 月 31 日時点

（2） 手話を使い生活を営むろう者の生活状況等に関するアンケート調査の設問に対する回答

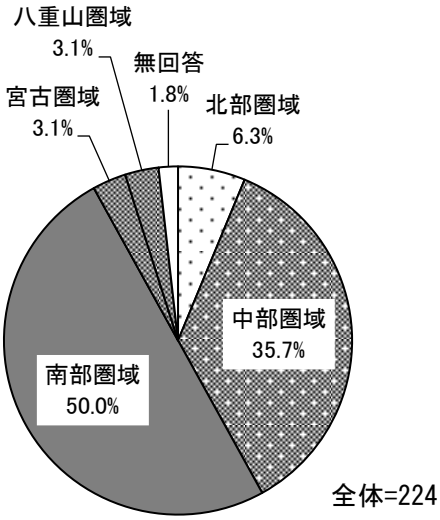
ア 対象者の属性

・回答者の属性は、「手話を使っている方」が 63.4%、「ろう学校・難聴学級等の児童・生徒」が 9.8%、「ろう学校・難聴学級等の教職員」が 17.4%、「その他」が 8.9%となっている。



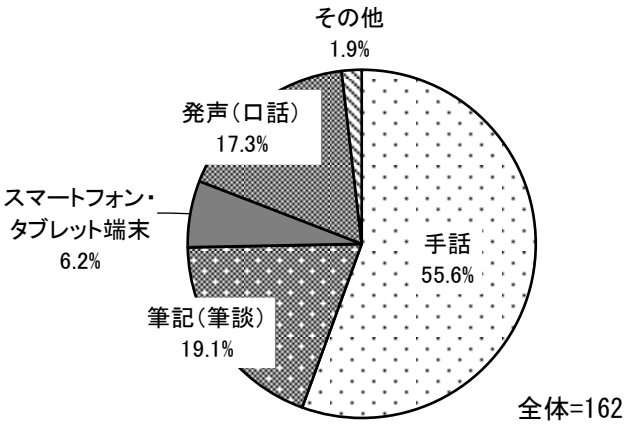
イ 対象者の居住市町村

・対象者の居住市町村は、圏域別では「南部圏域」が 50.0%で最も多く、「中部圏域」が 35.7%、「北部圏域」が 6.3%、「宮古圏域」・「八重山圏域」が 3.1%となっている。

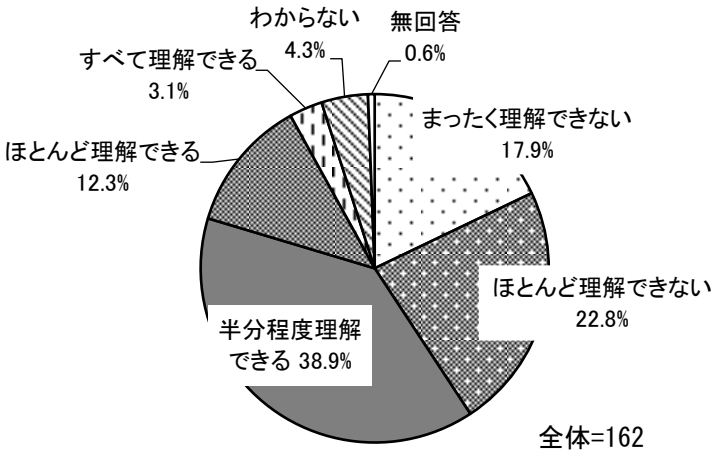


ウ コミュニケーションの状況

・最もスムーズにコミュニケーションできる方法は、「手話」が 55.6%で最も多く、次いで「筆記（筆談）」が 19.1%、「音声（発声）」が 17.3%などとなっている。

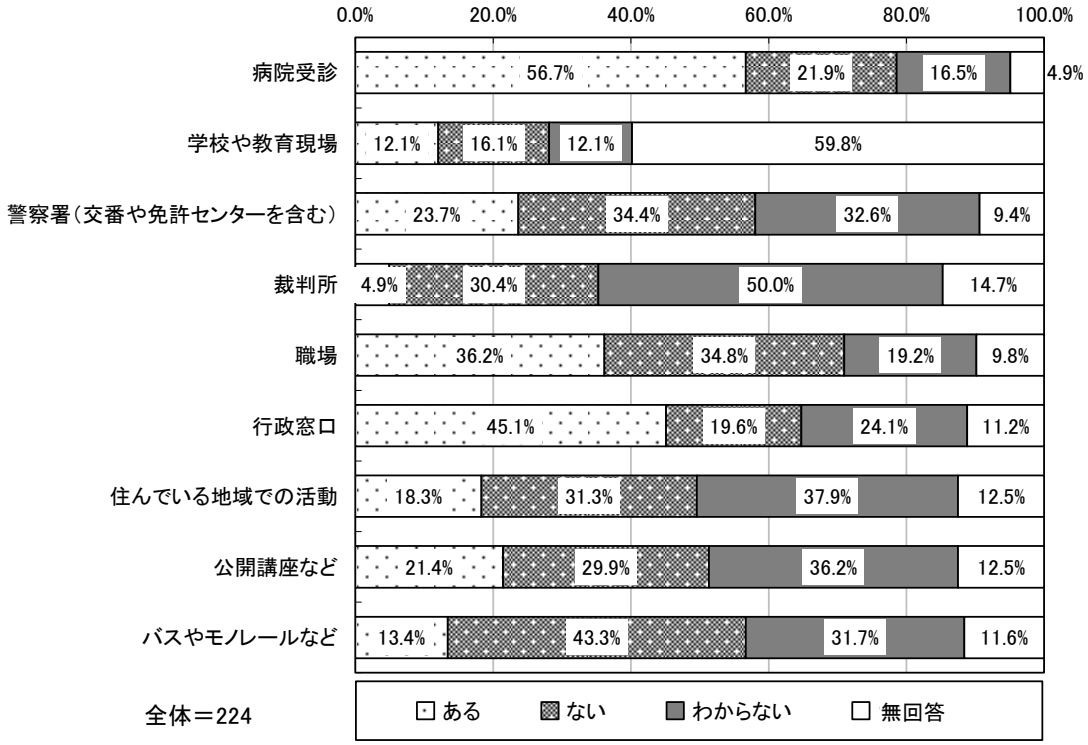


・健常者の言いたいことの理解の程度については、「半分程度理解できる」が 38.9%で最も多く、次いで「ほとんど理解できない」が 22.8%、「まったく理解できない」が 17.9%などとなっている。



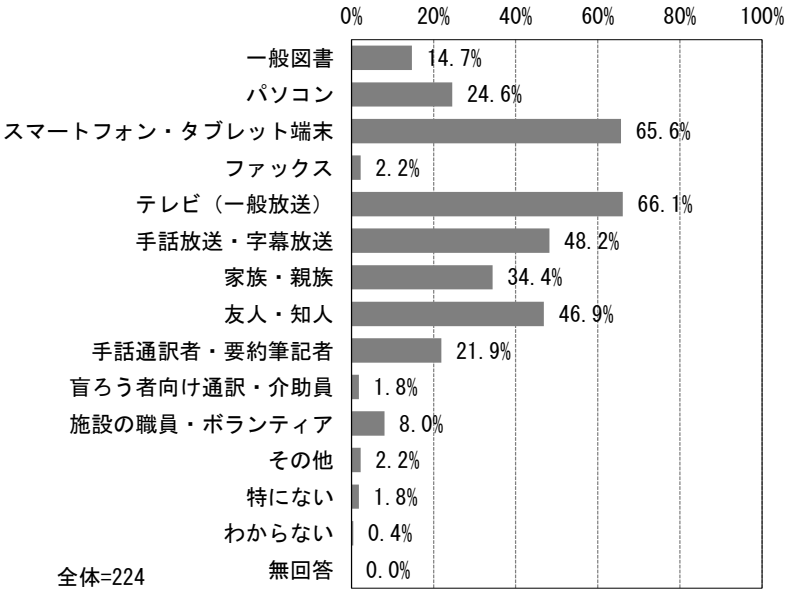
エ　ろう者への配慮に関する状況

・場面ごとの配慮の有無について、「ある」が多かった場所としては、「病院受診」、「行政窓口」、「職場」などとなっている。
・「ない」が多かった場所としては、「バスやモノレールなど」、「職場」、「警察署（交番や免許センターを含む）」などとなっている。

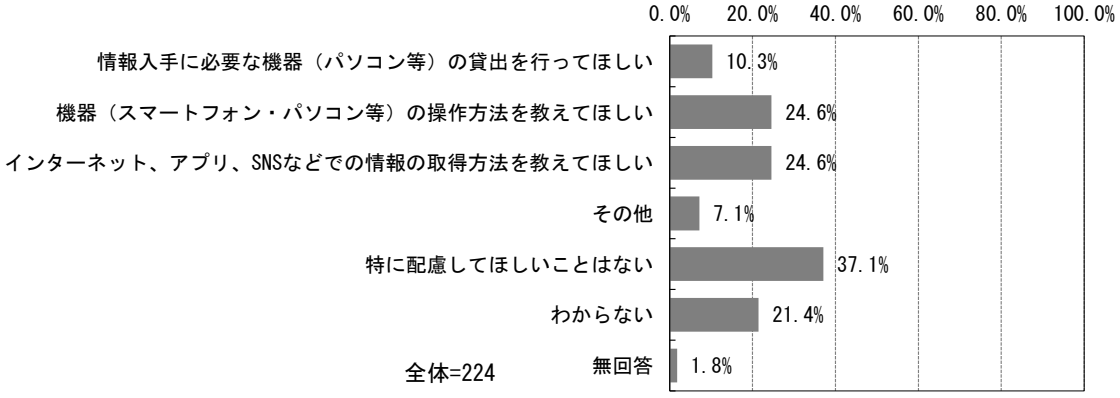


オ　情報入手に関する状況

・情報入手手段としては、「テレビ（一般放送）」が 66.1%で最も多く、次いで「スマートフォン・タブレット端末」が 65.6%、「手話放送・字幕放送」が 48.2%などとなっている。

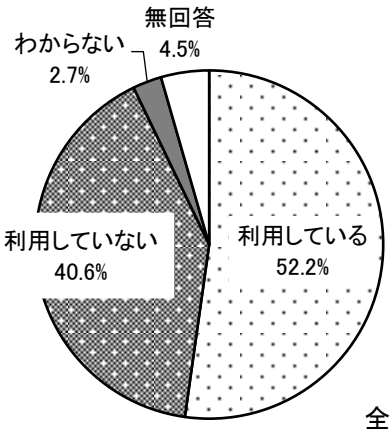


・情報入手の上で配慮してほしいこととしては、「特に配慮してほしいことはない」が 37.1%、「機器（スマートフォン・パソコン等）の操作方法を教えてほしい」・「インターネット、アプリ、SNS などでの情報の取得方法を教えてほしい」がそれぞれ 24.6%などとなっている。



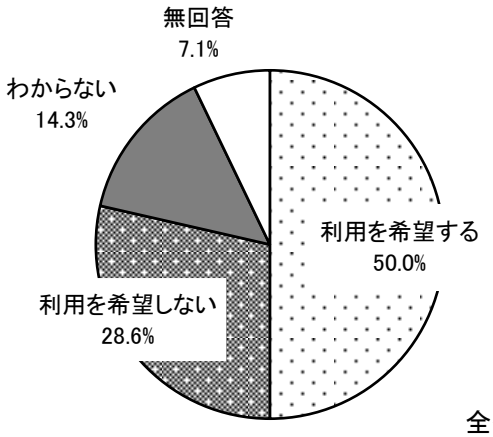
カ　手話通訳者派遣等の福祉サービスに関する状況

・手話通訳者派遣等のサービスの利用状況としては、「利用している」が52.2%、「利用していない」が40.6%となっている。



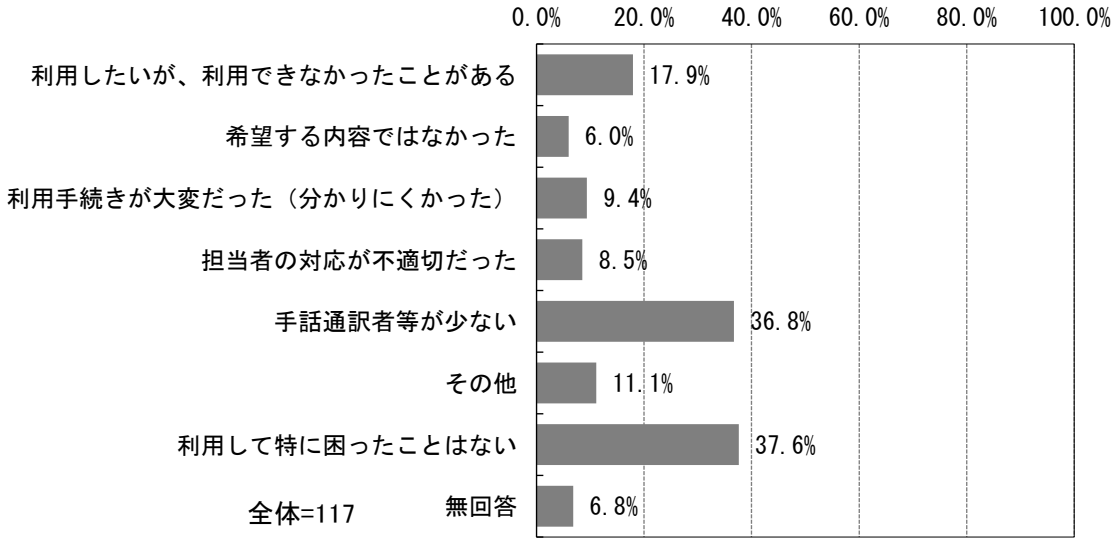
全体=224

・今後のサービスの利用希望としては、「利用を希望する」が50.0%で最も多い。



全体=224

・サービス利用での困りごととしては、「利用して特に困ったことはない」が37.6%で最も多く、次いで「手話通訳者等が少ない」が36.8%、「利用したいが、利用できなかったことがある」が17.9%などとなっている。



キ　災害時対応・感染症予防に関する状況

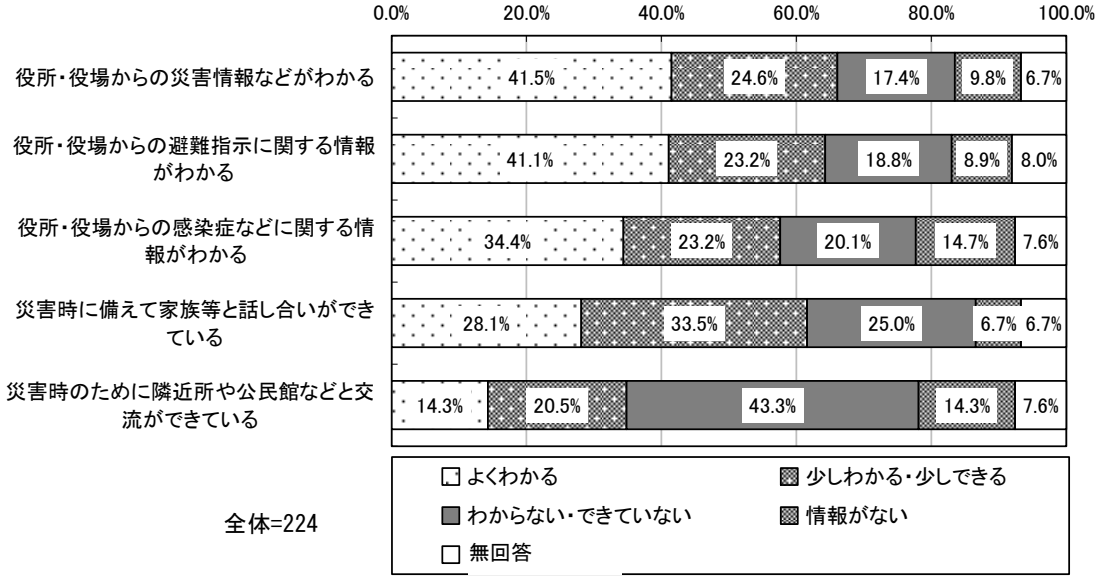
・災害時等の情報の理解度としては、「役所・役場からの災害情報などがわかる」については、「よくわかる」が 41.5%、「少しわかる・少しできる」が 24.6%となっている。

・「役所・役場からの避難指示に関する情報がわかる」については、「よくわかる」が 41.1%、「少しわかる・少しできる」が 23.2%となっている。

・「役所・役場からの感染症などに関する情報がわかる」については、「よくわかる」が 34.4%、「少しわかる・少しできる」が 23.2%となっている。

・「災害時に備えて家族等と話し合いができている」については、「少しわかる・少しできる」が 33.5%、「よくわかる」が 28.1%となっている。

・「災害時のために隣近所や公民館などと交流ができている」については、「分からない・できていない」が 43.3%、「少しわかる・少しできる」が 20.5%となっている。



ク　手話施策に関する状況

・「第3期沖縄県手話推進計画」における 14 施策について、各施策の満足度と優先度を以下の4段階で得点をつけ、散布図で表現するポートフォリオ分析を行った。

満足度と優先度の点数表

現状（満足度）		今後（優先度）	
とても満足している	２点	最優先すべき	２点
やや満足している	１点	やや優先すべき	１点
やや不満がある	－１点	優先度はやや低い	－１点
非常に不満がある	－２点	優先度は低い	－２点
わからない	分析対象外	わからない	分析対象外

【ポートフォリオ分析結果】

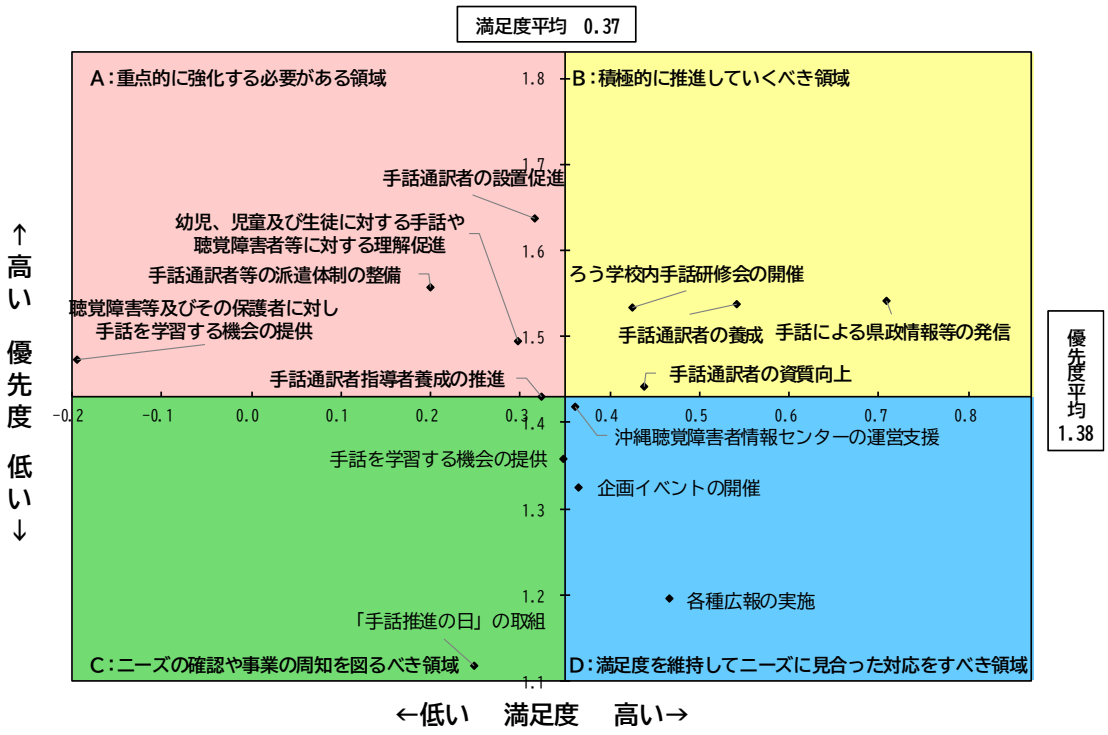
・満足度が低く、優先度が高い、領域 A：重点的に強化する必要がある施策としては、以下の5施策があげられる。

▸幼児・児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者等に対する理解促進
▸聴覚障害児等及びその保護者に対し手話を学習する機会の提供
▸手話通訳者指導者養成の推進
▸手話通訳者の設置促進
▸手話通訳者等の派遣体制の整備

・満足度が高く、優先度も高い、領域 B：積極的に推進していくべき施策としては、以下の4施策があげられる。

▸手話通訳者の養成
▸手話通訳者の資質向上
▸ろう学校内手話研修会の開催
▸手話による県政情報等の発信

満足度と優先度の散布図



6 第3期沖縄県手話推進計画の取組状況

第３期沖縄県手話推進計画では、「手話推進の日（毎月第３水曜日）」や「手話言語の国際デー（９月 23 日）」に合わせた普及啓発活動、県民向け手話講座の開催などを通じて、手話に対する理解促進を図るとともに、手話通訳者の養成や沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援、県政情報への手話通訳者の配置など、手話を使用しやすい環境づくりを進めてきました。

一方、手話や聴覚障害者等に対する理解のさらなる促進、手話通訳者の養成・確保及び資質向上、手話を学習する機会の確保、災害時を含む情報保障の充実などが引き続き課題となっており、第４期計画においても、これらの取組を継続的に推進していく必要があります。

１手話や聴覚障害者等に対する理解促進

(1)県民が、手話や聴覚障害者等に対する理解を深め、役割を十分に果たすことができるよう啓発を図るとともに、手話を普及する取組の推進に努めます。

①「手話推進の日（毎月第３水曜日）」の取組

施策	第３期計画ロードマップ	取組状況	今後の課題と方向性
県民の手話に対する関心と理解を深める取組	県ホームページを通じて簡単な手話表現を紹介する取組等の実施	(1)「手話推進の日」(毎月第３水曜日)における手話画像及び手話動画の掲載 手話画像…沖縄県ホームページ 手話動画…沖縄聴覚障害者情報センターホームページ (2)市町村ご当地キャラによる手話推進の日及び手話の紹介動画 SNS 配信、ラジオ CM の放送	平成 28 年度の条例制定以来、長期にわたり取り組んでおり、手話に対する関心や手話推進の日の認知度の向上に一定の効果をあげているものと考える。 企画コンペにより民間事業者の提案を活用し、継続して取り組む。
「手話推進の日」認知度向上に向けた取組	認知度向上に向けた取組の検討・実施		

②各種広報の実施、企画イベントの開催

施策	第３期計画ロードマップ	取組状況	今後の課題と方向性
手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施	効果的な広報活動の検討・実施	(1)9/23「手話言語の国際デー」におけるブルーライトアップの実施 (2)大型商業施設等における「手で話そう運動 PR イベント」の実施 (3)各種広報物の制作・配布及び沖縄県ホームページへの掲載(条例紹介パンフレット、指差し会話シート、指文字ポスターなど)	9/23「手話言語の国際デー」については、予算・規模を拡充して取り組んできた。「手で話そう運動 PR イベント」と併せて、聴覚障害者をはじめとする多くの県民が参加しており、一定の効果をあげているものと考える。 企画コンペにより民間事業者の提案を活用し、継続して取り組む。
手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催	効果的な普及啓発イベントの企画・開催		
県内事業者における合理的配慮の普及啓発	合理的配慮についてのパンフレット等印刷物の作成・配布、イベント等による普及・啓発	(1)障害特性に応じた合理的配慮について、事業所向けの講座や県民向けのパネル展・ステージ等のイベント等を実施 (2)各所において「合理的配慮ハンドブック」(沖縄県作成)を配布	沖縄県共生社会条例や合理的配慮について、さらなる認知度の向上を図るため、企画コンペにより民間事業者の提案を活用し、継続して取り組む。

③手話を学習する機会の提供

施策	第３期計画 ロードマップ	取組状況	今後の課題と方向性
県民向け手話講座の開催	講座の企画・開催	(1)初心者向け手話講座の実施	各回において、概ね定員以上の申込みがあり、一定の効果をあげているものと考える。沖縄聴覚障害者情報センターと連携し、継続して取り組む。
県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載	活動状況の掲載	(1)県内で活動する手話サークルの一覧を沖縄県ホームページに掲載	正確な情報の発信に留意し、定期的な更新に努める。

④県職員に対する聴覚障害への理解促進

施策	第３期計画 ロードマップ	取組状況	今後の課題と方向性
県職員向け研修の開催	合理的配慮や手話言語条例に関する研修	(1)沖縄県新規採用職員研修カリキュラムに１コマ(60 分)を確保し、沖縄県共生社会条例及び沖縄県手話言語条例について講義を実施	新規採用職員全員に講義できる貴重な機会であることから、関係機関と調整し、今後も研修機会の確保に努める。

(2)学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めます。

①幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者等に対する理解促進

施策	第３期計画 ロードマップ	取組状況	今後の課題と方向性
県内学校への普及啓発活動	普及啓発パンフレット配布、学校の取組紹介等	(1)小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に各種制作物を配布 (2)学校の取組紹介については、実施内容を検討中	教育活動の中で手話を活用している学校の取組等の情報を収集するなど、R8 年度までの実施を目指して取り組む。

②聴覚障害等及びその保護者に対し手話を学習する機会の提供

施策	第３期計画 ロードマップ	取組状況	今後の課題と方向性
保護者手話講習会等の実施	講習会の企画・開催	(1)沖縄ろう学校において、保護者向け学習会(年４回)を開催しており、毎回15名程度が参加している。	今後も継続して講師を派遣できるよう、沖縄ろう学校と連携して取り組む。

２手話を使用しやすい環境づくり

(1)市町村と連携し、計画的に手話通訳者の養成及び資質向上を図るとともに、手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備に努めます。

①手話通訳者の養成及び資質向上

施策	第３期計画 ロードマップ	取組状況	今後の課題と方向性
手話通訳者の養成	手話通訳者養成研修の開催	(1)手話通訳者養成講座(手話通訳Ⅰ～Ⅲ)及び手話通訳者全国統一試験対策集中講座等を実施。R7 年度の手話通訳者全国統一試験は 65 名が受験し、５名が合格	手話通訳者全国統一試験受験者の合格率向上に向けて、引き続き取り組む。

施策	第３期計画 ロードマップ	取組状況	今後の課題と方向性
手話通訳者の資質向上	手話通訳士養成ステップアップ研修等の開催	(1)手話通訳士の資格取得を目指し、手話通訳士ステップアップ研修を実施。R７年度の手話通訳士試験は 13 名が受験し、３名が合格	手話通訳者のスキルアップや活動者の増加など、資格取得に限らず研修の充実に取り組む。
手話通訳者指導者養成の推進	手話通訳者養成担当講師連続講座等へ派遣の推進	(1)(福)全国手話研修センターが開催する「手話通訳者養成担当講師連続講座」に、R７年度は４名、R８年度は２名（予定）を派遣 (2)(福)聴力障害者情報文化センターが開催する「要約筆記者指導者養成研修」に、R７年度は２名、R８年度は２名を派遣	今後も継続して受講生を派遣できるよう、沖縄聴覚障害者情報センターと連携して取り組む。

②手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備

施策	第３期計画 ロードマップ	取組状況	今後の課題と方向性
手話通訳者設置に向けた取組の支援	市町村に対して具体的な取組（事例）の情報共有等	(1)沖縄聴覚障害者情報センターに設置している手話通訳者において、市町村手話通訳者等からの相談や講師派遣等の依頼に対応するとともに、未設置市町村への情報共有等に取り組んでいる。	市町村手話通訳者等からの相談に対応できるよう、沖縄聴覚障害者情報センターと連携して取り組む。
手話通訳者等派遣事業における実施体制の整備	意思疎通支援事業運営委員会・意思疎通支援担当者連絡会の開催、遠隔手話サービスの運営	(1)沖縄聴覚障害者情報センターにおいて、毎年、意思疎通支援事業運営委員会を開催 (2)沖縄聴覚障害者情報センターにおいて、遠隔手話サービスを運営しており、R７年度の利用件数は０件（主な利用者は離島だったが、市町村予算で対応できた。）	関係機関からの相談に対応できるよう、沖縄聴覚障害者情報センターと連携して取り組む。

（2）沖縄ろう学校教職員の手話に関する技術の向上に努めます。

①ろう学校内手話研修会の開催

施策	第３期計画 ロードマップ	取組状況	今後の課題と方向性
校内手話研修会の開催	研修会の企画・開催	(1)沖縄ろう学校教員に対し、手話研修会（月１回程度）を開催 R6：10 回開催、約 200 人（延べ）が参加 R7：10 回開催、約 200 人（延べ）が参加 R8：10 回開催、約 200 人（延べ）が参加（予定）	沖縄ろう学校教員が手話を学習する機会を確保するため、予算の確保など、引き続き研修会の継続に努める。

(3)手話による情報発信に努めます。

①沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援

施策	第３期計画 ロードマップ	取組状況	今後の課題と方向性
沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援	運営の支援	(1)身体障害者保護費負担金（厚生労働省）を活用し、沖縄聴覚障害者情報センターに補助金を交付 R6：35,222,520 円 R7：31,398,000 円(交付決定額)	沖縄聴覚障害者情報センターの安定的な運営のため、予算の確保など、引き続き補助の継続に努める。

②手話による県政情報等の発信

施策	第３期計画 ロードマップ	取組状況	今後の課題と方向性
県政広報番組「うまんちゅひろば」への手話通訳者の配置	手話通訳者の配置	(1)県広報番組「うまんちゅひろば」の全放送に手話通訳者を配置 (放送回数)R6：43 回、R7：43 回、R8：43 回（予定）	円滑な手話通訳の配置を行うため、手話通訳者との連携強化に努める。
知事会見への手話通訳者の配置	手話通訳者の配置	(1)知事定例記者会見の全会見に手話通訳者を配置(定例記者会見回数)R6：17 回、R7：15 回、R8：17 回（予定）	

③ＩＣＴ技術を活用した情報提供の推進

施策	第３期計画 ロードマップ	取組状況	今後の課題と方向性
県ホームページ等へのＩＣＴ技術活用情報の掲載	ICT 技術活用情報の掲載	(1)沖縄県障害者 IT サポートセンターにおいて、障害者等の IT の利用機会や活動能力の格差是正等に取り組んでいる。	聴覚障害者の IT の利活用について、沖縄県障害者 IT サポートセンターと連携し、情報収集等に努める。

④災害時等における適切な情報伝達体制の整備推進

施策	第３期計画 ロードマップ	取組状況	今後の課題と方向性
災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進	市町村における課題や取組（事例の情報共有等）	(1)市町村において、あらゆる方に情報が伝達できる体制の整備に取り組むとともに、要配慮者の避難については、避難行動支援者名簿を作成した上で、個別避難計画の策定にも努めることとされている。名簿や計画の策定にあたっては、市町村の支援に取り組んでいる。	市町村における体制の整備について、引き続き関係課と連携して取り組む。

7 本県の手話施策における課題

基礎調査、アンケート調査、第３期沖縄県手話推進計画の取組状況を踏まえ、本県の手話施策における課題を整理しました。

(1) 「手話や聴覚障害者等に対する理解促進」に関する課題

① 県民が手話を学び、理解を深める機会の充実

これまで、「手話推進の日（毎月第３水曜日）」や「手話言語の国際デー（９月 23 日）」に合わせた普及啓発活動、県民向け手話講座などを実施してきました。

アンケート調査では、聴者とのコミュニケーションにおける理解の難しさや、地域活動、公共交通機関等における配慮の不足がうかがえます。引き続き、手話が言語であることへの理解を広げるとともに、地域社会など、様々な場面で手話に触れ、学ぶ機会の充実を図る必要があります。

② 手話を必要とするこどもの手話習得・学習機会の充実

聴覚障害のあるこどもが、幼少期から手話に触れ、手話を習得できる環境を整えるとともに、保護者や教職員等が手話を学ぶ機会を確保することが重要です。

アンケート調査においても、聴覚障害児等及びその保護者への手話を学ぶ機会の提供や、ろう学校内手話研修会の開催が優先度の高い施策として挙げられており、学校と連携した取組の充実が求められます。

③ 情報アクセシビリティの向上とＩＣＴの活用促進

アンケート調査では、情報入手手段としてスマートフォンやテレビ、手話放送・字幕放送等が利用されている一方、情報機器の操作方法やインターネット等を通じた情報取得への支援を求める回答もみられます。

手話による情報発信を充実させるとともに、ＩＣＴを活用した情報提供や、利用者の求めに応じた情報取得支援を進める必要があります。

④ 日常生活や災害時等における情報保障の充実

アンケート調査では、病院や行政窓口などで一定の配慮が行われている一方、地域活動や公共交通機関、警察署等において配慮が十分でない状況がうかがえます。また、災害時の地域とのつながりにも課題がみられます。

医療、行政、交通、災害時など、様々な場面において、ろう者が必要な情報を確実に取得し、安心して意思疎通できる環境の整備が求められます。

⑤ 手話文化の保存、継承及び普及

令和７年６月に制定された手話施策推進法では、手話文化の保存、継承及び発展が施策の一つとして位置付けられています。

アンケート調査では、手話の普及や理解促進だけでなく、ろう者の文化や言語を尊重し、ろう者自身の力と経験を活かすとともに、当事者団体と連携して取組を進

めることが重要であるとの意見が寄せられています。
　手話を意思疎通の手段としてではなく、独自の文化を有する言語として捉え、手話文化に対する理解を深めるとともに、その保存、継承及び普及に向けた取組を推進する必要があります。

(2)　「手話を使用しやすい環境づくり」に関する課題

① 手話通訳者等の養成・確保及び資質向上

　アンケート調査では、手話通訳者派遣等のサービス利用における困りごととして、「手話通訳者等が少ない」等との回答がみられます。また、手話通訳者の養成や設置の促進、派遣体制の整備は、優先度の高い施策として挙げられています。
　手話通訳者等の安定的な確保、養成及び資質の向上のため研修機会の確保等を図るとともに、市町村や関係機関と連携し、必要なときに意思疎通支援を受けられる体制の充実が求められます。

第3章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとし、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を推進していかなければならない。

2　施策推進の基本方針

基本理念の実現に向けた施策展開を図るため、以下の２つの基本方針を定め、市町村と連携し、ろう者及び手話の関係団体、学校等の協力を得ながら手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

基　本　方　針

⑴　手話や聴覚障害者等に対する理解促進

⑵　手話を使用しやすい環境づくり

3　施策体系

基本方針１　手話や聴覚障害者等に対する理解促進

施策 1-1 手話を学ぶ機会の確保	① 聴覚障害児等及びその保護者に対する手話学習機会の提供
	② 手話を学習する機会の提供
施策 1-2 学校等における手話教育の充実	① 幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者等に対する理解促進
	② ろう学校教職員の手話技術の向上
施策 2-2 手話による情報発信と地域における生活環境の整備	① 沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援
	② 手話による県政情報等の発信
	③ ＩＣＴ技術を活用した情報提供の推進
	④ 災害時等における適切な情報伝達体制の整備推進
施策 1-4 県民への理解促進及び手話文化の保存、継承及び普及	① 「手話推進の日（毎月第３水曜日）」の取組
	② 各種広報の実施、企画イベントの開催
	③ 県職員に対する聴覚障害への理解促進

基本方針２　手話を使用しやすい環境づくり

施策 2-1 手話通訳者等の人材の養成・確保	① 手話通訳者の養成及び資質向上
	② 手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備

第4章　施策展開

基本方針1　手話や聴覚障害者等に対する理解促進

・手話は、日本語を手指や表情に変えて表現していると思われがちであるため、手話が独自の語彙や文法体系をもっている言語ということを周知していく必要があります。
・聴覚障害者、難聴者、中途失聴者等のコミュニケーション方法には手話、筆談、口話など様々な方法があり、多くの聴覚障害者等は話す相手や場面によって使い分ける傾向があります。
・聴覚障害は、外見上分かりにくい障害であり、まわりの人から障害があることを気づかれにくい側面があります。

施策 1-1　手話を学ぶ機会の確保

①聴覚障害児等及びその保護者に対し手話を学習する機会の提供

校内外の専門家や関係機関と連携し、聴覚障害児等及びその保護者に対し、手話を学習する機会を提供します。

＜所管：教育庁県立学校教育課＞　（計画期間：３年間）

区分	R９	R10	R11
保護者手話講習会等の実施	講習会の企画・開催		



②手話を学習する機会の提供

ア　県民(手話初心者)向け手話講座を開催し、多くの県民に対して手話を学習する機会を提供します。

イ　地域で継続して手話を学ぶとともに、聴覚障害者等と交流することができる機会等を提供していくため、県内各地域における手話サークル活動状況を県ホームページに掲載します。

＜所管：生活福祉部障害福祉課＞　（計画期間：３年間）

区分	R９	R10	R11
県民向け手話講座の開催	講座の企画・開催		
県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載	活動状況の掲載		

施策 1-2　学校等における手話教育の充実

①幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者等に対する理解促進

県内小中学校、高等学校及び特別支援学校等へ、条例普及啓発パンフレット配布や教育活動の中で手話を活用している学校の取組の紹介等をとおして、手話や聴覚障害者等に対する理解促進を図ります。

＜所管：教育庁県立学校教育課、義務教育課＞　（計画期間：３年間）

区分	R９	R10	R11
県内学校への普及啓発活動	普及啓発パンフレット配布、学校の取組紹介等		

②ろう学校内手話研修会の開催

手話に関する研修の推進とあわせて、ろう学校教職員の聴覚障害理解と指導力の向上を図ります。

＜所管：教育庁県立学校教育課＞　（計画期間：３年間）

区分	R９	R10	R11
校内手話研修会の開催	研修会の企画・開催		



施策 1-3　手話による情報発信と地域における生活環境の整備

①沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援

平成 24 年４月、身体障害者福祉法に基づく聴覚障害者情報提供施設として「沖縄聴覚障害者情報センター」が開設されたことから、当該施設の運営を支援し、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。

［施設概要］

所在地：那覇市首里（沖縄県総合福祉センター内）

運営者：一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会

＜所管：生活福祉部障害福祉課＞　（計画期間：３年間）

区分	R９	R10	R11
沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援	運営の支援		

【参考】聴覚障害者情報センター事業実施状況

区分	R5	R6	R7
聴覚障害者等相談支援 （上段：年間延べ相談件数 下段：年間延べ相談人数）	43　件 －　人	55　件 －　人	53　件 －　人
字幕入り映像ライブラリーの閲覧・貸出 （上段：年間貸出件数 下段：年間閲覧件数）	39　件 0　件	34　件 0　件	40　件 0　件
情報機器の貸出 （年間貸出件数）	1,638　件	2,053　件	1,740　件
動画による情報提供	沖縄聴覚障害者情報センターホームページ上で、毎月のトピックス・お知らせ等を、手話・字幕・写真等を挿入した動画で配信しています。 		
文化芸術講座の開催 （年間講座開催数）	2　回	2　回	4　回
情報ネットワークによる構築	日常生活の情報を入手しにくい聴覚障害者に対し、地震や津波等の災害時の情報を瞬時に提供するため、災害時のネットワークを構築しています。 離島地域の聴覚障害者に対し、日常生活・災害時における相談支援や、映像通信機器等の利用による学習会・研修会を開催しています。		

②手話による県政情報等の発信

県政情報の広報番組「うまんちゅひろば」、知事会見に手話通訳者を配置し、手話による情報発信に取り組みます。

＜所管：知事公室広報課＞　（計画期間：３年間）

区分	R９	R10	R11
県政広報番組「うまんちゅひろば」への手話通訳者の配置	手話通訳者の配置		
知事会見への手話通訳者の配置	手話通訳者の配置		

③ＩＣＴ技術を活用した情報提供の推進

国におけるデジタル社会実現に向けた取組を踏まえ、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供の推進を図るとともに、情報のバリアフリー化の推進に努めます。

＜所管：生活福祉部障害福祉課＞　（計画期間：３年間）

区分	R９	R10	R11
県ホームページ等へのＩＣＴ技術活用情報の掲載	ＩＣＴ技術活用情報の掲載		

④災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進

沖縄県意思疎通支援者連絡会等を活用して、市町村に対して、災害時等における聴覚障害者等への情報伝達方法等の課題や取組（事例）の情報共有等を行い、適切な情報伝達体制の整備促進を図ります。

＜所管：生活福祉部障害福祉課＞　（計画期間：３年間）

区分	R９	R10	R11
災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進	市町村における課題や取組（事例）の情報共有等		

施策 1-4　県民への理解促進及び手話文化の保存、継承及び普及

①「手話推進の日（毎月第３水曜日）」の取組

ア　県手話言語条例第９条の規定に基づき、毎月第３水曜日の手話推進の日に、県民の手話に対する関心と理解を深める取組を行います。

イ　県民の自主的な活動を誘引するため、手話推進の日に対する認知度の向上に向けた取組を行います。



＜所管：生活福祉部障害福祉課＞（計画期間：３年間）

	県ホームページを通じて簡単な手話表現を紹介する取組等の実施		

区分	R９	R10	R11
県民の手話に対する関心と理解を深める取組			
「手話推進の日」認知度向上に向けた取組			

②各種広報の実施、企画イベントの開催

ア　条例の解説、簡単な手話表現、手話文化に関する情報等を掲載したパンフレット等印刷物の作成・配布、テレビ・新聞など各種広報媒体の活用により、手話を普及及び手話文化の保存、継承及び発展に向けた効果的な広報に取り組みます。

イ　手話や要約筆記など、様々な聴覚障害者等とのコミュニケーション方法に触れ、聴覚障害者等と交流することができる普及啓発イベントの開催に取り組みます。

ウ　県内事業者等における合理的配慮についてのパンフレット等印刷物の作成・配布、イベント等による普及・啓発を図ります。

＜所管：生活福祉部障害福祉課＞　（計画期間：３年間）

区分	R９	R10	R11
手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施	効果的な広報活動の検討・実施		
手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催	効果的な普及啓発イベントの企画・開催		
県内事業者等における合理的配慮の普及・啓発	合理的配慮についてのパンフレット等印刷物の作成・配布、イベント等による普及・啓発		

③県職員に対する聴覚障害への理解促進

県機関において、合理的配慮や手話言語条例に関する研修を開催します。

＜所管：生活福祉部障害福祉課＞　（計画期間：３年間）

区分	R９	R10	R11
県職員向け研修の開催	合理的配慮や手話言語条例に関する研修		

基本方針2　手話を使用しやすい環境づくり

・日常生活の様々な場面で手話が使いやすくなるよう、環境整備に取り組む必要があります。
・登録手話通訳者等の不足により、聴覚障害者等が手話通訳者等派遣事業を常に利用できる状況に達していないため、手話通訳者の増加を促す取組が必要です。
・医療機関への受診等、様々な場面通訳に対応できる一定の技術水準をもった手話通訳者を確保する必要があります。

施策 2-1　手話通訳者等の人材の養成・確保

①手話通訳者の養成及び資質向上

ア　手話通訳者の養成

市町村が養成した手話奉仕員等を対象に「手話通訳者養成研修」を開催し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成します。

イ　手話通訳者の資質向上

登録手話通訳者等を対象に、手話通訳士の資格取得に向けた「手話通訳士養成ステップアップ研修」を開催し、手話通訳士資格取得を促進します。

また、「手話通訳者現任研修」を開催し、様々な通訳ニーズに対応できる手話通訳者を養成します。

ウ　手話通訳者指導者養成の推進

手話通訳者養成研修の拡充を図るため、全国手話研修センター等が実施する指導者養成研修等への派遣を推進し、手話通訳者指導者の養成を推進します。

＜所管：生活福祉部障害福祉課＞　　（計画期間：３年間）

区分	R９	R10	R11
手話通訳者の養成	手話通訳者養成研修の開催		
手話通訳者の資質向上	手話通訳士養成ステップアップ研修等の開催		
手話通訳者指導者養成の推進	手話通訳者養成担当講師連続講座等へ派遣の推進		

【参考】県聴覚障害者等施策関係事業実施状況

区分	R5	R6	R7
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 （上段：修了者数（手話） 下段：修了者数（要約））	4 人 11 人	29 人 9 人	35 人 14 人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 （修了者数）	8 人	12 人	6 人
手話通訳士養成ステップアップ研修事業 （延べ受講者数）	60 人	40 人	67 人
手話通訳者現任研修事業 （延べ受講者数）	279 人	185 人	94 人
要約筆記者指導者養成研修事業 （修了者数）	2 人	2 人	2 人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 （上段：延べ派遣回数（手話） 下段：延べ派遣回数（要約））	8 回 3 回	5 回 1 回	3 回 2 回
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 （延べ派遣回数）	969 回	1,046 回	1,126 回
手話通訳者設置事業 （設置人数）	1 人	1 人	1 人
字幕入り映像ライブラリー作品制作・頒布事業 （制作作品数）	25 作品	38 作品	33 作品
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 （上段：補助市町村数 中段：助成人数、下段：台数）	18 市町村 96 人 150 台	20 市町村 88 人 181 台	19 市町村 101 人 151 台

②手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備

ア　手話通訳者設置に向けた取組の支援

市町村に対して、手話通訳者設置に向けた具体的な取組（事例）を情報共有し、手話通訳者設置を促進します。

イ　手話通訳者等派遣事業における実施体制の整備

・沖縄県意思疎通支援事業運営委員会の開催

聴覚障害当事者団体、意思疎通支援者関係団体等と密接に連携を保ち、円滑かつ効果的に派遣事業が実施されるようにするため、沖縄県意思疎通支援運営委員会を開催します。

・沖縄県意思疎通支援担当者連絡会の開催

各市町村における意思疎通支援事業（手話通訳者等の養成・派遣・設置）の課題、事例の共有、連携の強化を図るため、担当者による連絡会を開催します。

・遠隔手話サービスの運営

感染症の拡大防止や災害時、また離島地域等の手話通訳者の確保が難しい地域において、意思疎通支援が行えるよう、遠隔手話サービスの運営を行います。

＜所管：生活福祉部障害福祉課＞　（計画期間：３年間）

区分	R９	R10	R11
手話通訳者設置に向けた取組の支援	市町村に対して具体的な取組（事例）の情報共有等		
手話通訳者等派遣事業における実施体制の整備	意思疎通支援事業運営委員会の開催 意思疎通支援担当者連絡会の開催 遠隔手話サービスの運営		

【参考】市町村意思疎通支援事業等実施状況

区分	R5	R6	R7
手話通訳者派遣事業（延べ派遣回数）	4,792　回	4,813　回	5,451　回
要約筆記者派遣事業（延べ派遣回数）	107　回	79　回	98　回
手話通訳者設置事業（上段：設置市町村数 下段：設置人数(県内合計)）	15　市町村 28　人	16　市町村 28　人	17　市町村 28　人
手話奉仕員養成研修事業（延べ修了者数）	189　人	32　人	72　人

第5章　数値目標

今後、手話の普及に関する施策推進により、目標とすべき数値を示します。

区分	R7	→	R11
登録手話通訳者数（累計）	118　人	＋20　人	138　人
（目標値の考え方）	令和8年度から令和 11 年度の間に 20 人増やし、令和 11 年度末時点で、累計 138 人の登録を目標とする。 ○　令和5年度から令和7年度の登録手話通訳者数の平均増加人数が5.33 人となっているため、毎年度5人登録することを目標とする。		
手話通訳者養成研修修了者数	35　人	-	50　人
（目標値の考え方）	手話通訳者養成研修の修了者数の令和5年度から令和7年度の平均値は、23 人であった。 目標値としては、手話通訳者養成講座実施要項を踏まえ、50人を目標とする。		
手話通訳士養成ステップアップ研修　受講者数※	67　人	-	検討中 56　人
（目標値の考え方）	受講者数（延べ人数）の令和5年度から令和7年度の平均値は、56 人のため、毎年度延べ 56 人が受講できるよう研修の受講促進を図る。		
手話通訳者現任研修受講者数※	94　人	-	検討中 186　人
（目標値の考え方）	受講者数（延べ人数）の令和5年度から令和7年度の平均値は、186 人のため、毎年度延べ 186 人が受講できるよう研修の受講促進を図る。		

※R8 年度～意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業に移行（R7 年度までは手話通訳者現任研修受講者数）

第6章　各施策の取組工程

手話の普及に関する施策を進めていくに当たって、各施策の段階・順序を示します。

施策体系	所管	第4期計画ロードマップ		
		R9	R10	R11
基本方針1　手話や聴覚障害者等に対する理解促進				
施策1-1　手話を学ぶ機会の確保				
①聴覚障害等及びその保護者に対し手話を学習する機会の提供				
・保護者手話講習会等の実施	教育庁 県立学校教育課	講習会の企画・開催		
②手話を学習する機会の提供				
・県民向け手話講座の開催	生活福祉部 障害福祉課	講座の企画・開催		
・県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載	生活福祉部 障害福祉課	活動状況の掲載		
施策1-2　学校等における手話教育の充実				
①幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者等に対する理解促進				
・県内学校への普及啓発活動	教育庁 県立学校教育課 義務教育課	普及啓発パンフレット配布、学校の取組紹介等		
②ろう学校内手話研修会の開催				
・校内手話研修会の開催	教育庁 県立学校教育課	研修会の企画・開催		
施策1-3　手話による情報発信と地域における生活環境の整備				
①沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援				
・沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援	生活福祉部 障害福祉課	運営の支援		
②手話による県政情報等の発信				
・県政広報番組「うまんちゅひろば」への手話通訳者の配置	知事公室 広報課	手話通訳者の配置		
・知事会見への手話通訳者の配置	知事公室 広報課	手話通訳者の配置		
③ICT技術を活用した情報提供の推進				
・県ホームページ等へのICT技術活用情報の掲載	生活福祉部 障害福祉課	ＩＣＴ技術活用情報の掲載		
④災害時等における適切な情報伝達性の整備推進				
・災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進	生活福祉部 障害福祉課	市町村における課題や取組（事例）の情報共有等		

施策体系	所管	第4期計画ロードマップ		
		R9	R10	R11
施策1-4　県民への理解促進及び手話文化の保存・継承・普及				
①「手話推進の日（毎月第3水曜日）」の取組				
・県民の手話に対する関心と理解を深める取組	生活福祉部 障害福祉課	県ホームページを通じて簡単な手話表現を紹介する取組等の実施		
・「手話推進の日」認知度向上に向けた取組	生活福祉部 障害福祉課	認知度向上に向けた取組の検討・実施		
②各種広報の実施、企画イベントの開催				
・手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施	生活福祉部 障害福祉課	効果的な広報活動の検討・実施		
・手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催	生活福祉部 障害福祉課	効果的な普及啓発イベントの企画・開催		
・県内事業者等における合理的配慮の普及・啓発	生活福祉部 障害福祉課	合理的配慮についてのパンフレット等印刷物の作成・配布、イベント等による普及・啓発		
③県職員に対する聴覚障害への理解促進				
・県職員向け研修の開催	生活福祉部 障害福祉課	合理的配慮や手話言語条例に関する研修		
基本方針2　手話を使用しやすい環境づくり				
施策2-1　手話通訳者等の養成・確保				
①手話通訳者の養成及び資質向上				
・手話通訳者の養成	生活福祉部 障害福祉課	手話通訳者養成研修の開催		
・手話通訳者の資質向上	生活福祉部 障害福祉課	手話通訳士養成ステップアップ研修等の開催		
・手話通訳者指導者養成の推進	生活福祉部 障害福祉課	手話通訳者養成担当講師連続講座等へ派遣の推進		
②手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備				
・手話通訳者設置に向けた取組の支援	生活福祉部 障害福祉課	市町村に対して具体的な取組（事例）の情報共有等		
・手話通訳者等派遣事業における実施体制の整備	生活福祉部 障害福祉課	意思疎通支援事業運営委員会の開催 意思疎通支援担当者連絡会の開催 遠隔手話サービスの運営		

第7章　資料編

1　手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　手話に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること。

二　手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化（手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。以下同じ。）の保存、継承及び発展が図られるようにすること。

三　全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（障害者基本計画等との関係）

第四条　政府が障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

（財政上の措置等）

第五条　政府は、手話に関する施策を実施するため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本的施策

（手話を必要とするこどもの手話の習得の支援）

第六条　国及び地方公共団体は、手話の習得についての理解に資するよう、手話を必要とするこども及びその保護者に対する手話に関する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもがその希望により手話を習得することができるよう、乳幼児期においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次条において同じ。）の授業その他の教育活動においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

３　国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもの手話の習得に資するよう、その保護者及び家族が手話を学習することができる機会の提供、これらの者に対する手話に関する相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校における手話による教育等）

第七条　国及び地方公共団体は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、手話を使用するこどもが在学する学校において、その意向ができる限り尊重されつつ手話による教育を受けることができるよう、手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、前項の施策の実施に資するため、手話の技能を有する教員が養成されるようにするための大学及び教員養成機関による取組の促進、手話を使用するこどもが在学する学校の教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

３　国及び地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（大学等における配慮）

第八条　国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条において同じ。）において手話を使用する者に対しその意向ができる限り尊重された適切な教育上の配慮がなされるよう、手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（職場における環境の整備）

第九条　国及び地方公共団体は、手話を使用する者を雇用し、又は雇用しようと

する事業主における手話を使用する者が手話を適切かつ円滑に使用することができる職場環境の整備のための取組が促進されるよう、事業主に対する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における生活環境の整備等）

第十条　国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（その他の手話の習得の支援）

第十一条　国及び地方公共団体は、第六条に定めるもののほか、音声言語を習得した後に音声言語による意思疎通を行う上での困難を有することとなった者であって手話を必要とするものその他手話を必要とする者がその希望により手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供、相談及び助言、手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（手話文化の保存、継承及び発展）

第十二条　国及び地方公共団体は、手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

２　前項の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための取組が含まれるものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第十三条　国及び地方公共団体は、手話に関する国民の理解と関心を深めるよう、手話に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、学校教育において手話に関する理解と関心が深められるよう、学校教育において利用できる効果的な手法に関する情報の提供、児童、生徒等が手話を学習することができる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（手話の日）

第十四条　国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるようにするため、手話の日を設ける。

２　手話の日は、九月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（人材の確保等）

第十五条　国及び地方公共団体は、手話通訳を行う者その他の手話に関する専門

的な知識及び技能を有する人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため、研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第十六条　国は、手話文化の保存、継承及び発展に資するよう、手話文化に関する調査研究の推進、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、手話の習得のための効果的な手法の開発、手話による円滑な意思疎通を図るためのデジタル技術その他の先端的な技術を活用した機器等の開発、手話の習得及び使用に関する調査研究等の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流の推進）

第十七条　国は、手話に関する国際交流を推進するため、手話を使用する者の国際的交流の支援、手話文化に関する情報の交換等の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映）

第十八条　国は、手話に関する施策の策定及び実施に資するよう、手話を使用する者その他の関係者の意見を聴き調査審議を行う等、その意見を国の施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

２　この法律の規定については、この法律の施行後おおむね五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2　沖縄県手話言語条例

（前文）

手話は、手指の動きや表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、意思疎通を行うために必要な言語である。我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかし、昭和８年にはこれと相反する発音訓練を中心とする口話法の導入により、ろう学校での手話の使用が事実上困難となった。沖縄県のろう学校においては、昭和 13 年頃までは手話が用いられていたが、昭和 14 年頃からは口話指導が始められた。沖縄県におけるろう者を取り巻く環境は、沖縄戦による沖縄県立盲聾（ろう）唖（あ）学校の焼失や米国統治及び日本復帰など大きく変遷した。そうした中、米国で風しんが流行し、半年遅れに当たる昭和 39 年から 40 年にかけて沖縄全域で風しんが流行した。琉球政府の要請を受けて昭和 44 年に行われた日本政府派遣検診班の検診報告書によると、339 名の聴覚障害児の出生が明らかになった。

その後、平成 18 年に国際連合総会において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された障害者の権利に関する条約が採択され、平成 26 年に我が国も批准した。

また、平成 23 年に改正された障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）では手話が言語であることが規定されたものの、手話に対する歴史的な経緯もあって理解が浸透している状況とは言えない。

沖縄県では、平成 25 年に沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成 25 年沖縄県条例第 64 号）を制定し、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現に取り組んでいる。

手話は、確保されるべき意思疎通手段の一つとしての言語であるとしっかりと認識し、手話を使い生活を営むろう者とろう者以外の者が互いに理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、手話が手指の動きや表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が意思疎通を行うために必要な言語 20 であることに鑑み、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、これらの手話の普及（以下「手話の普及」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第２条　ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする。

（県の責務）
第３条　県は、前条に定める基本理念にのっとり、手話ができる者の協力を得て、手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。
２　県は、市町村と連携し、手話を学ぶ機会の提供、手話通訳者の養成その他の手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。
３　県は、学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めるものとする。
（県民の役割）
第４条　県民は、手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（ろう者等による普及）
第５条　ろう者及び手話の関係団体は、手話の普及に関する施策に協力するとともに、自主的に手話の普及啓発を行うよう努めるものとする。
（学校における取組）
第６条　ろうである幼児、児童及び生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校をいい、大学を除く。）の設置者は、ろう児等及びその保護者に対し手話に関する学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（手話推進計画）
第７条　県は、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を策定し、これを実施しなければならない。
（協議会の設置）
第８条　前条に規定する計画の策定又は変更に関する事項について、知事の諮問に応じ調査審議するため、沖縄県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。
２　協議会は、委員 15 人以内で組織する。
３　委員は、ろう者、手話に関係する者、学識経験のある者及びその他適当と認められる者のうちから、知事が任命する。
４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残期間とする。
５　委員は再任されることができる。
６　前各項で定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
（手話推進の日）
第９条　県民の手話に対する関心と理解を深めるため、手話推進の日を定める。
２　手話推進の日は、毎月第３水曜日とする。
（財政上の措置）
第 10 条　県は、手話の普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 28 年４月１日から施行する。ただし、第８条の規定は、平成 28 年６月１日から施行する。

3　沖縄県手話施策推進協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、沖縄県手話言語条例（平成 28 年沖縄県条例第 19 号）第８条第６項の規定に基づき、沖縄県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第２条　協議会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第３条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第４条　協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、生活福祉部障害福祉課において処理する。

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 28 年６月１日から施行する。

4　沖縄県手話施策推進協議会委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
ろう者、手話の関係者	一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会会長	城間　枝利子	
	沖縄聴覚障害者情報センター施設長	森田　清人	
	社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会事務員	鈴木　ヒロミ	
	沖縄盲ろう者友の会会長	外間　孝子	
	沖縄県聴覚障害児を持つ親の会会長	野原　朝哉	
	沖縄県手話通訳問題研究会会長	金城　美保恵	新規
	手話サークルはごろも、手話サークルパズル	神田　朋子	
	特定非営利活動法人 ＰＡＩ沖縄	勝連　文緒	新規
	沖縄県立沖縄ろう学校 校長	上運天　滋	新規
学識経験者	明星大学通信教育部沖縄学習センター非常勤講師	真謝　孝	
その他	那覇市福祉部障がい福祉課課長		新規
	宜野湾市福祉推進部障がい福祉課課長	禰覇　由美子	新規
	那覇市立松島小学校 校長	徳門　敦子	
	フリーランス手話通訳者（全米手話通訳者登録協会認定 ろう通訳士）	川上　恵	新規
	久米島町こども未来課 主任	安里　友希	新規

（任期）発令の日（令和８年４月 30 日）から２年間

5　手話推進計画策定の経過

本計画の策定に当たっては、手話に関するアンケート調査結果やパブリックコメントで得られた意見等を参考にし、沖縄県手話施策推進協議会において、計３回にわたる議論を行い、計画内容の検討を行いました。

年度	月	内容等
令和８年度	７～10月	第４期沖縄県手話推進計画（素案）作成 手話に関するアンケート調査
	９月	令和８年度第１回沖縄県手話施策推進協議会開催 ・委嘱状の交付 ・第３期沖縄県手話推進計画の進捗状況について（報告事項） ・第４期沖縄県手話推進計画の策定に向けて（協議事項）
	11月	令和８年度第２回沖縄県手話施策推進協議会開催 ・第４期沖縄県手話推進計画（素案）について諮問・調査審議
	12～１月	第４期沖縄県手話推進計画（案）に関するパブリックコメント実施
	１月	令和８年度第３回沖縄県手話施策推進協議会開催 ・第４期沖縄県手話推進計画（案）について調査審議
	３月	沖縄県手話施策推進協議会 ・第４期沖縄県手話推進計画（案）に係る答申
		第４期沖縄県手話推進計画の策定

6 用語解説

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上障害がある人に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する手帳。

参考（障害の種類）

・視覚障害
・聴覚又は平衡機能の障害
・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
・肢体不自由
・心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
・ぼうこう又は直腸の機能の障害
・小腸の機能の障害
・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
・肝臓の機能の障害

聴覚障害者

聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた人。

参考（聴覚障害等級）

聴覚２級　両耳の聴力レベルがそれぞれ 100dB 以上のもの
（両耳全ろう）

聴覚３級　両耳の聴力レベルが 90dB 以上のもの
（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）

聴覚４級　１．両耳の聴力レベルが 80dB 以上のもの
（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）
２．両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50%以下のもの

聴覚６級　１．両耳の聴力レベルが 70dB 以上のもの
（40cm 以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）
２．一側耳の聴力レベルが 90dB 以上、他側耳の聴力レベルが 50dB 以上のもの

※音の大きさ　100dB：耳元での叫び声　80dB：大きな声での会話
60dB：普通の話し声　40dB：静かな会話
30dB：ささやき声

ろう者

手話を主として使い、生活を営む聴覚障害者等。

盲ろう者

視覚と聴覚に重複して障害がある人。重複して障害があるため、情報入手やコミュニケーション、移動などに様々な困難が生じる。

意思疎通支援者

意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する人。

（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等）

手話

独自の語彙及び文法体系を有し、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する言語（視覚言語）。

また、手話には、盲ろう者が使用する触手話や弱視手話を含む。

参考

・触手話

手話に直接触れることで手話を読み取る。

・弱視手話

視力低下、視野狭窄など、視覚障害の状態に合わせ、話し手との距離や手話の動きを調整することで手話を読み取る。

合理的配慮

「障害者差別解消法」において、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指している。

参考

「障害者差別解消法」における「事業者」とは

商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者（個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入る）。

手話通訳者

手話を使って、ろう者とろう者以外の人の意思疎通を仲介する人。

参考

・手話通訳士

厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験に合格し、「手話通訳士」として登録された人。

・手話通訳者

都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成課程修了者等で、手話通訳者全国統一試験に合格し、「手話通訳者」として登録された人。

・手話奉仕員

市町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された人。

要約筆記者

発言者の話を聞き、要約して文字として伝えることで、聴覚障害者等の意思疎通を仲介する人。主に、第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者等の意思疎通を仲介する。

要約筆記の主な実施形態は、筆談要約筆記、ＯＨＰ（オーバーヘッドプロジェクター）要約筆記、ＯＨＣ（オーバーヘッドカメラ）要約筆記、パソコン要約筆記などがある。

盲ろう者向け通訳・介助員

手話、点字、音声等、様々な通訳技術を活用し、盲ろう者の意思疎通を仲介するとともに、移動介助を行う人。

地域生活支援事業

障害者等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により、都道府県や市町村が主体となって実施する事業。

参考（事業の種類 R5.04.01 時点）

都道府県地域生活支援事業
[必須事業]
・専門性の高い相談支援事業
・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
・専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
・意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
・広域的な支援事業
[サービス・相談支援者、指導者育成事業]
[任意事業]
市町村地域生活支援事業
[必須事業]
・理解促進研修・啓発事業
・自発的活動支援事業
・相談支援事業
・成年後見制度利用支援事業
・成年後見制度法人後見支援事業
・意思疎通支援事業
・日常生活用具給付等事業
・手話奉仕員養成研修事業
・移動支援事業
・地域活動支援センター機能強化事業
[任意事業]

字幕入り映像ライブラリー

聴覚障害者等が無料で利用できる字幕付きまたは手話付き映像作品の貸出又は閲覧を行なう事業。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器購入費等に要する経費を助成する事業。

県機関

本計画においては、次の機関とする。

１　沖縄県行政組織規則（昭和 49 年３月 30 日規則第 18 号）で定める本庁機関、出先機関及び附属機関

２　沖縄県企業局組織規程（昭和 48 年 11 月 29 日企業局管理規程第 13 号）で定める本庁機関及び出先機関

３　沖縄県病院事業局組織規程（平成 18 年３月 31 日病院事業局管理規程第５号）で定める本庁機関及び出先機関

４　沖縄県議会事務局規程（昭和 47 年５月 15 日議会訓令第１号）で定める総務課、議事課及び政務調査課

５　次に掲げる各種委員会事務局等

(1)沖縄県教育庁

(2)沖縄県警察本部

(3)沖縄県監査委員事務局

(4)沖縄県人事委員会事務局

(5)沖縄県選挙管理委員会事務局

(6)沖縄県労働委員会事務局

(7)沖縄県収用委員会事務局

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置された学校。

身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号）

身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とした法律。

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成 25 年沖縄県条例第 64 号）

障害を理由とした様々な困難を余儀なくされている人々の状況に鑑み、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の禁止等を定め、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とした条例

第4期沖縄県手話推進計画

（令和9年度～令和 11 年度）

発　行　年／令和9年3月
編集・発行／沖縄県生活福祉部障害福祉課
〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL　098-866-2190
FAX　098-866-6916
URL　https://www.pref.okinawa.lg.jp/